その他の公衆浴場　の　て　び　き

江戸川区江戸川保健所
生活衛生課　環境衛生係

〒133-0052　東京都江戸川区東小岩 3-23-3 小岩健康サポートセンター内
電　　話　03-3658-3177（内線 41～43）
ファックス　03-3671-5798

R5.12.13 現在

公衆浴場の定義

公衆浴場法の第１条で定めている「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設を言います。

公衆浴場の種類

- 普通公衆浴場・・・いわゆる銭湯のこと

- その他の公衆浴場・・・サウナ、スポーツ施設付帯の浴場、岩盤浴、公的福祉施設内の浴場等（専ら、ﾃﾞｲｻｰﾋﾞｽを行うものを除く）、普通公衆浴場以外の浴場

許可申請

～目次～

その他の公衆浴場の開設までの手続き　・・・・［許－1］
開設時に必要な書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［許－2］
構造設備基準　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［許－3］
関係機関一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・［許－9］

その他の公衆浴場　許可までの手続き

提示してください

施設完成時、検査済証により、建築基準法に適合した建築物であることを確認します。

事前相談

申請場所・構造設備について、図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。
なお、関係機関（許―９頁を参照）にもご相談ください。

申請手続き

許可申請手続きには、許―２頁の書類が必要です。

関係機関への相談手続き

申請書を受理した後、関係法令（建築基準法、消防法）等の手続きをお願いします。

施設の検査

施設が完成したら、保健所の職員が、設備基準に適合しているかどうか等について検査をします。

許　　可

書類審査及び施設検査により基準に適合していることが確認されると、保健所長により許可されます。許可されるまで営業することはできません。

保健所の通知・照会先

通　　知

申請書を受理した後、消防機関に通知します。

通　知　書

消防機関からの通知書を受理します。これにより、消防関係法令等に適合することを確認します。

許可申請時に必要な書類

許可申請にあたり、下記の書類が必要です。

【許可申請時に必要な書類等】(正副2部)

① **公衆浴場営業許可申請書**（施設・構造設備の概要）
② **見取図**（半径 300 メートル以内の住宅、道路、公衆浴場等が記載されたもの）
③ **建物配置図、平面図、正面図、側面図、断面図**
④ **給排水設備の配置図、系統図**
⑤ **申請手数料**（３０,６５０円）
⑥ 定款又は寄附行為の写し（開設者が法人の場合）
⑦ 登記事項証明書（開設者が法人の場合）：原本提出（６か月以内のもの）

【検査時に必要な書類等】

- 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）
  ※ 施設完成後、検査時に確認

構造設備の概要

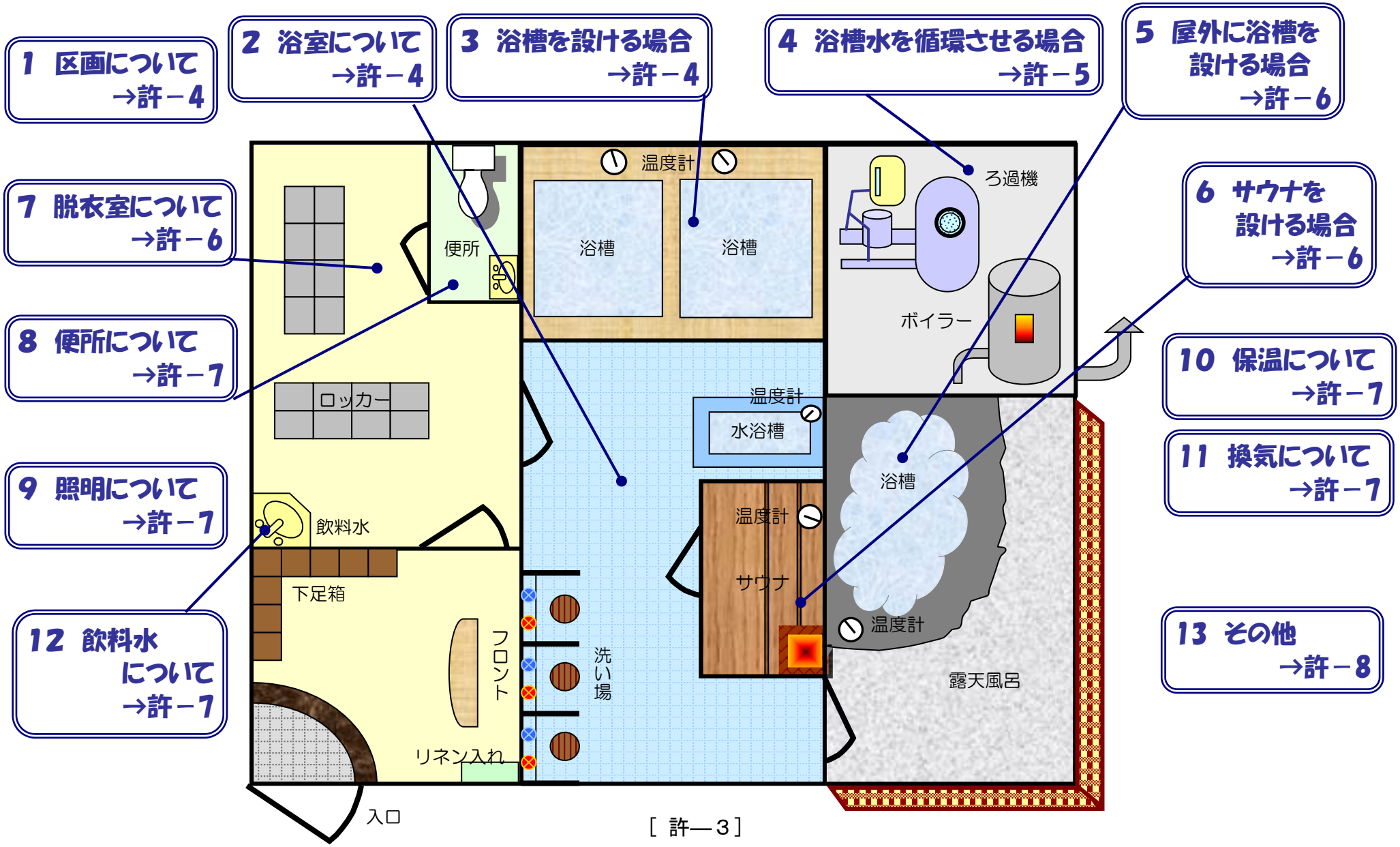
1 区画について →許－4
2 浴室について →許－4
3 浴槽を設ける場合 →許－4
4 浴槽水を循環させる場合 →許－5
5 屋外に浴槽を設ける場合 →許－6
6 サウナを設ける場合 →許－6
7 脱衣室について →許－6
8 便所について →許－7
9 照明について →許－7
10 保温について →許－7
11 換気について →許－7
12 飲料水について →許－7
13 その他 →許－8
温度計
浴槽
浴槽
ろ過機
ボイラー
便所
ロッカー
温度計
水浴槽
浴槽
温度計
サウナ
温度計
露天風呂
飲料水
下足箱
フロント
洗い場
リネン入れ
入口

【　】内、根拠欄の見方
条　：「江戸川区公衆浴場法施行条例」のこと
（条 1-1-(1)とは、条例第１条第１項第１号をいいます。）
指導：「江戸川区公衆浴場法施行条例の運用について」のこと

1　区画

- □ 下足場、脱衣室、便所、浴室及びかま場は、それぞれ区画して設けること。【条 3-1-(16)】
- □ 脱衣室及び浴室はそれぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。【条 3-1-(18)】
- □ 男女の境界の障壁の高さは、おおむね 1.8m 以上を標準とすること。【指導】

2　浴室

- □ 浴室は、適当な広さのものを設けること。【条 3-2-（2）ニ】
- □ 洗い場の最低面積は、15 ㎡（入浴者一人当たり 1.1 ㎡程度）とすること。【指導】
- □ 浴室の床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとすること。【条 3-1-(27)】
- □ 浴室内には、浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに適当な数の湯栓及び水栓を設けること。【条 3-2-(2)ホ】
- □ 洗い場は、適当なこう配を付し、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝等に、完全に排出させる構造とすること。【条 3-1-(29)】

3《浴室内に浴槽を設ける場合》

- □ 浴室内の浴槽の最低床面積は、4 ㎡（入浴者 1 人当たり 0.7 ㎡程度）とすること。【指導】
- □ 浴槽は、タイル等耐水材料を用い、浴槽内には入浴者に直接熱気及び熱湯を接触させない設備をすること。【条 3-1-(31)】
- □ 入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。【条 3-1-(33)】
- □ 温度計のセンサーは、浴槽水の温度を的確に把握できる位置が望ましいので、オカン等の付近に設置することは適当でないこと。【指導】

4《ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合》

□ ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。【条 3-1-(34)】

○ ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。【条 3-1-(34 イ)】

（ろ過器は、1 時間あたり浴槽の容量以上のろ過能力を有することが望ましい。【指導】）

（集毛器は毎日の清掃が必要であるため、容易に蓋が取り外せるなど、清掃しやすい構造であることが望ましい。【指導】）

○ ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合には、ろ材の交換が適切に行える構造であること。【条 3-1-(34)ロ】

（ろ過器のろ材は、逆洗浄で十分洗浄できる砂等の材質が望ましい。逆洗浄が困難なものについては、ろ材の交換が営業者の日常管理の中で容易に行える構造であること。【指導】）

○ 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。【条 3-1-(34)ハ】

○ 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。【条 3-1-(34)ニ】

（浴槽のオーバーフロー水は、すべて排水される構造とし、回収槽を設けないこと。【指導】）

○ 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。【条 3-1-(34)ホ】

（循環浴槽水を落とし込みにより浴槽に補給する場合は、入浴者が誤って飲用したり、飛まつを吸引することのないよう、飲用禁止の表示や、入浴者が落とし込み部分に近づかないような措置、又は飛まつの発生しない方法で補給する等の措置を講じること。）

○ 循環取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。【条 3-1-(34)ヘ】

（循環水取入口は目皿等を設置することにより、吸込事故を防止する構造とすること。【指導】）

○ 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水を行える構造であること。【条 3-1-(34)ト】

（気泡発生装置は、点検、清掃が容易に行える構造とし、内部や配管下部において浴槽水が滞留しないよう排水できる構造とすること。【指導】）

（空気取入口は、土ぼこりが混入しないように屋内に設け、これにより難い場合は取入口にフィルターを設置すること。【指導】）

5《屋外に浴槽を設ける場合》

□ 屋外に浴槽を設けるときは、次の規定に準じた構造にすること 。【条 3-2-(2)チ】
〔屋外とは、原則として保温のための措置が困難な場所とする。〕
　○ 屋外の浴槽及び浴槽に附帯する通路等は、適当な広さのものを設けること。
　○ 屋外の浴槽に附帯する通路等には、脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とすること。
　○ 屋外には洗い場は設けないこと。
　○ 屋外の浴槽は、それぞれ男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通せない構造とすること。
□ 浴槽の最低面積は、４㎡（入浴者１人当たり 0.7 ㎡程度）とすること。【指導】
□ 浴槽の周囲は、汚水が滞留しないような構造とすること。【指導】

6《サウナ室又はサウナ設備(蒸気又は熱気による入浴設備)を設ける場合》

□ 熱気による入浴設備を設けるときは、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。【条 3-2-(2)ト】
（温度計は、室内の温度が室内だけでなく室外からも容易に確認できるような位置に設置すること。【指導】）
□ サウナ室の床面は清掃が容易に行える構造であること。また、室内には清掃の際に使用される水が完全に屋外へ排出できるよう排水口を設けること。【指導】
□ 蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造であること。また、入浴者が接触するおそれがあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。【指導】
□ サウナ室は、換気を適切に行うため、給気口は室内の最も低い床面に近接する適当な位置に設け、排気口は天井に近接する適当な位置に設けること。【指導】
□ サウナ室には、危害予防の趣旨から、容易に内部の状態が見透しできる窓その他の装置をつくるようにすること。【指導】
□ 利用者の安全確保と清潔保持の観点から、サウナ室等の使用方法（許ー９に例示）を明示すること。【指導】
□ 水浴槽を設ける場合は、利用者がサウナ室から出てすぐ水浴槽に入ると危険をともなうので、水浴槽の使用方法（許ー８ に例示）を明示すること。【指導】

7 脱衣室

□ 適当な広さのものを設けること。【条 3-2-(2)ロ】
□ １脱衣室の最低面積は、15 ㎡（入浴者一人当たり 1.1 ㎡程度）とすること。【指導】
□ 床面は、リノリウム、板等の不浸透性材料を用いること。【条 3-1-(20)】
□ 入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、また保管するための設備を設けること。【条 3-2-（2）ハ】

8 便所

□ 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、入口から男子用及び女子用を区別して設けること。【条 3-2-(2)リ】
（入浴者の用に供する施設がある階とは、待合室、脱衣室、浴室のある階を意味し、単に受付等があることのみは含まない。【指導】）

□ 流水式手洗いを備えること。【条 3-2-(2)リ】

□ 男子専用施設において女子従業員がおり、女子専用の便所がない場合は、女子従業員便所も設けること。（逆の場合も同じ）【指導】

□ 便所が、外部に接する面がなく、窓が作れない場合は、排気孔（臭気抜け）等を設けること。【指導】

9 照明

□ 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において 20 ルクス以上の照度を有するようにすること。【条 3-1-(1)】

10 保温

□ 脱衣室及び浴室には、室内を適温に保つために必要な設備を設けること。【条 3-1-(24)】

11 換気

□ 脱衣室及び浴室には、換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。【条 3-2-(2)ハ】

12 飲料水

□ 入浴者用飲料水の設備を設ける場合には、その旨の表示をすること。【条 3-1-(39)】

□ 飲料水の水質については、水道法第 4 条第 1 項に定める要件について、それぞれ水質基準に関する省令に定める水質基準に適合するものとし、かつ、浴用貯水槽を経由しないで供給すること。【条 3-1-(39)】

□ 入浴者用飲料水の設備は、できる限り設置することが望ましい。【指導】

13 その他

□ 入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を有すること。【条 3-2-(2)イ】
〔設備は、必ずしも下足場であることは要しない。〕【指導】

□ 貯水槽及び調節槽は、ふた付きとすること。【条 3-1-(35)】

□ 排水溝、排水ます等は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備を有すること。【条 3-1-(36)】

□ かまは、浴槽水と上がり湯とが混合しないものを使用すること。【条 3-1-(37)】

□ 灰、燃え殻等が発生し、又は置かれる場所には、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な設備を有すること。【条 3-1-(38)】
（灰、燃え殻等が発生する場所とは火たき場をいい、灰の飛散を防ぐために必要なしきりをすること。置かれる場所とは灰捨て場をいい鉄板又はコンクリート等の耐火性材料で周囲を囲い、ふた付きのものとすること。【指導】 ）

□ 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと。【条 3-1-(40)】

□ タオル、パンツ、ガウン等を利用者に貸与する場合は、施設管理者の管理のもとに貸与され得るような場所に、保管のための設備を設けること。【指導】

サウナ・水浴槽の使用方法に関する掲示例

サウナ室等の使用方法（例）

サウナ風呂をご利用の皆様へ

1　次の方は入浴をご遠慮ください。
（1）医師から熱気浴、温水浴を禁じられている方
（2）感染症にかかっている方
（3）心臓系統に異常のある方
（4）ひどく疲れている方
（5）酒気を帯びている方

2　他の入浴客に迷惑をかけるおそれのある行為は、ご遠慮ください。

3　浴室及びサウナ室での次の行為は、おやめください。
（1）喫煙
（2）新聞、雑誌等の持ち込み
（3）飲食物の持ち込み

4　メガネ、時計等のサウナ室への携帯は、破損のおそれがありますのでご注意ください。

水浴槽の使用方法（例）

水浴槽を利用する方にお願い

1　心臓病、腎臓病、高血圧等の方は、ご遠慮ください。
2　水浴する前には必ず、足元、ヒザ、大腿、上半身の順に水をかけてから入るようにしてください。

関係機関一覧

建物の建築（建築確認等）　建築基準法

	担当機関	連絡先
延べ床面積が１万㎡を超える建築物	東京都都市整備局市街地建築部 建築指導課（都庁第二本庁舎３階）	☎03-5388-3372
延べ床面積が１万㎡までの建築物	江戸川区都市開発部建築指導課指導係	☎03-5662-1105
民間の建築確認検査機関		

用途地域・地区計画について　都市計画法

江戸川区都市開発部都市計画課都市計画係　☎03-5662-6369

消防（消防設備の設置、維持ならびに検査、少量危険物等の貯蔵及び取扱い等）について　消防法

担当機関	連絡先
江戸川消防署（中央２－９－１３）	☎03-3656-0119
葛西消防署（中葛西１－２９－１）	☎03-3689-0119
小岩消防署（鹿骨２－４２－１１）	☎03-3677-0119

特定建築物に該当する場合、貯水槽を設ける場合について　建築物衛生法、水道法

特定用途の延べ面積が 3,000 ㎡以上の場合（特定建築物）
貯水槽・井戸等を設けて給水する場合　＊事前にご相談下さい。　江戸川保健所生活衛生課環境衛生係　☎03-3658-3177

食事の提供について　食品衛生法

食事を提供する場合　江戸川保健所生活衛生課食品衛生係　☎03-3658-3177

排水・下水などについて　下水道法

排水を公共下水道に放流する場合　東京都下水道局東部第二水道事務所　☎03-5680-1268

公衆浴場の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になりますので、保健所に相談してください～

◆ 新規営業許可申請　《法施行規則 第1条》

- 新規公衆浴場施設の建築
- 施設の移転
- 施設の大規模増改築

必要書類
＊「許可申請時に必要な書類[許－２]」をご覧ください。

※営業許可申請は必ず事前に相談してください。

◆ 変更届　《法施行規則 第４条》

- 施設の名称変更
- 営業者の住所変更
- 営業者（法人）の名称・所在地・代表者などの変更
- 施設の増改築（改築の規模により、新規の許可が必要となることがあります。事前にご相談下さい。）
- 管理者の変更　等

必要書類
＊変更届
＊変更した内容のわかる書類
［履歴事項全部証明書（発行後６か月以内）や施設設備図面等］

※変更後１０日以内に届出をしてください。

◆ 承継届　《法施行規則 第1条の２･第２条･第３条･第３条の２》

- 譲渡により営業者の地位を承継した。
- 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- 開設者（法人）が合併、または分割により承継した。

※　承継した後、遅滞なく（６０日程度）届出をしてください。

必要書類
＊ 公衆浴場営業承継届
【譲渡】
＊ 営業の譲渡が行われたことを証する書類
（譲受人が法人の場合）
＊ 定款又は寄付行為の写し
＊ 登記事項証明書（発行後６か月以内）
【相続】
＊　被相続人及び相続人全員の関係がわかる戸籍の全部事項証明書
　又は法定相続情報一覧図の写し
＊　相続人全員の同意書（相続人が２人以上の場合）
【法人の合併・分割】
＊　履歴事項全部証明書(合併又は分割登記後)
＊　定款又は寄附行為の写し

◆ **廃止(停止)届**　　**《法施行規則 第４条》**

■ 営業の全部若しくは一部を廃止・停止した。

※廃止（停止）後１０日以内に届出をしてください。

ご不明な点は保健所までお問い合わせください

公衆浴場ひとくちメモ

温泉水を利用したい＆利用している場合には。

温泉水を利用する（している）場合には、温泉法の規制も受けます。

「温泉水をこれから利用したい。」または「既に許可を得て温泉水を利用しているが、経営者や利用形態などに変更事項が生じる。」などの場合は、事前に関係機関（[許ー10]を参照）へご相談下さい。